

令和5年 第9回八頭町議会定例会 提案理由

令和5年12月7日

議案第137号

八頭町税条例の一部改正について

今回の改正は、個人住民税の寄附金税額控除対象となる特定非営利活動法人について、指定期間の経過したものを削除するため、所要の改正を行うものです。

議案第138号

八頭町国民健康保険税条例の一部改正について

今回の改正は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月19日に、また、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が令和5年7月20日にそれぞれ公布されたことに伴い、国民健康保険税条例に所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、出産被保険者の所得割額及び均等割額を出産予定月の前月（多胎妊娠の場合には、3ヶ月前）から出産予定月の翌々月までの期間の月数分を減額するものです。

議案第139号

八頭町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

令和6年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、八頭町簡易水道事業を運営することになります。事業運営に必要な公営企業会計の導入について、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものです。

議案第140号

八頭町簡易水道事業基金条例の一部改正について

八頭町簡易水道事業において、公営企業会計を導入することに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第141号

八頭町下水道等事業の設置等に関する条例の制定について

議案第139号と同様に、令和6年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、八頭町下水道事業を運営することになります。事業運営に必要な公営企業会計の導入について、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものです。

議案第142号

八頭町特別会計条例の一部改正について

八頭町簡易水道事業、八頭町公共下水道事業及び八頭町農業集落排水事業について、公営企業会計を導入することに伴い、八頭町簡易水道特別会計、八頭町公共下水道特別会計及び八頭町農業集落排水特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものです。

なお、債権債務及び歳計剰余金は、移行後の公営企業会計において引き継ぐものとしています。

議案第143号～議案第149号

提案しております、7施設につきましては、現在、協定に基づきまして、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、管理をさせていただいているところでありますが、本年度末の指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を定めようとするものであります。

今回、7施設の内、船岡竹林公園、やずミニSL博物館及び下私都農産物加工施設を公募とし、八東フルーツ総合センター、やまめ供給施設、大門体験農園、ぷらっとぴあ・やずにつきましては、引き続き指名といたしました。

公募につきましては、9月13日から10月12日まで募集要項を公開し、行政無線、町報、ホームページでの周知を行っております。

また、応募書類の受付を10月13日までとし、結果としまして、船岡竹林公園の指定管理者については2団体、やずミニSL博物館及び下私都農産物加工施設の指定管理者については、それぞれ1団体から応募があつ

たところ です。

また、指名といたしました、4施設につきましては、8月4日付で、次期3年間の指定管理者として指名する旨の報告と合わせまして、指定管理者指定申請書の提出をお願いし、それぞれ10月13日までに提出いただきました。

7施設の指定管理者の選定につきましては、10月27日に選定委員会を開催し、公募いたしました3施設の指定管理に係るプレゼンテーションを行っていただき、指名の施設4施設を含め、選定基準表に基づき、公募、指名した7施設につきまして、選定を行ったところ です。

選定委員会の委員5名の内、3名は民間の方を委員として委嘱し、民間の視点を審査に取り入れるとともに、審査基準表の配点を細分化し、項目ごとの評価が明確となる審査基準表を用いて審査を行っていただきました。

選定基準の主な項目といたしましたは、第一に住民の平等利用が確保されること、第二に事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮させるものであること、第三に収支計画、見積内容など、管理経費の効率化が図られるものであること、第四に管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること、であります。

審査の結果、公募3施設4団体、指名4施設4団体による申請団体が選定基準をクリアされましたので、適格であると判断し、選定いたしましたところ です。

なお、公募で2団体の申請がありました船岡竹林公園においては、2団体とも選定基準をクリアされておりましたが、審査基準点が上位の団体を選定いたしました。

議案第143号

下私都農産物加工施設の指定管理者の指定について

施設の名称は、下私都農産物加工施設であります。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町大坪73番地2 有限会社こおげ農業開発センター 代表取締役 井上 康 (いのうえ やすし) 氏で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

指定管理料は、無料であります。

議案第144号

船岡竹林公園の指定管理者の指定について

施設の名称は、船岡竹林公園です。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町安井宿1093番地 株式会社遠藤農園 代表取締役 小山由香(こやま ゆか)氏で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

指定管理料は、年間770万円、3年間で2,310万円であります。

議案第145号

やずミニSL博物館の指定管理者の指定について

施設の名称は、やずミニSL博物館です。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町西谷295番地 若桜線SL遺産保存会 会長 山根 徹(やまね とおる)氏で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

指定管理料は、年間320万円、3年間で960万円であります。

議案第146号

八東フルーツ総合センターの指定管理者の指定について

施設の名称は、八東フルーツ総合センターです。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町徳丸625番地 八東地域振興株式会社 代表取締役 寺坂健治(てらさか けんじ)氏で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

指定管理料は、年間375万円、3年間で1,125万円であります。

議案第147号

やまめ供給施設の指定管理者の指定について

施設の名称は、やまめ供給施設です。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町福地156番地 私都養殖漁業生産組合 組合長 和田準一(わだ じゅんいち)氏で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

指定管理料は、年間16万1千円、3年間で48万3千円であります。

議案第148号

大門体験農園の指定管理者の指定について

施設の名称は、大門体験農園です。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町大門389番地1 物産館みかど 会長 平木 誠（ひらぎ まこと）氏で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

指定管理料は、年間43万2千円、3年間で129万6千円であります。

議案第149号

ぷらっとぴあ・やずの指定管理者の指定について

施設の名称は、ぷらっとぴあ・やずです。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町郡家648番地6 八頭町観光協会 会長 本田陽二（ほんだ ようじ）氏で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

指定管理料は、年間551万円、3年間で1,653万円であります。

議案第150号

令和5年度八頭町一般会計補正予算（第7号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億8,899万4千円を追加しようとするものです。

歳入の主なものを申し上げます。

国庫支出金として自立支援事業費国庫負担金、2,380万円余、生活保護費国庫負担金、1,970万円余を追加しております。

県支出金として、自立支援事業県補助金、1,190万円余を増額し、多面的機能支払交付金推進事業県補助金、980万円余を減額しております。

繰入金は、財政調整基金、1億円を繰り入れております。

町債につきましては、公共施設等除却事業債、900万円を追加いたしました。

次に歳出を申し上げます。

総務費では、郡家駅前の活性化に向けた、用地取得に伴う財産管理費、3,710万円余を計上いたしました。「郡家駅前活性化検討委員会」で実施されたアンケートでは、郡家駅前に欲しい機能として、駐車場を望む声が多く

寄せられており、駐車場活用と合わせまして、将来を見据えた郡家駅前の活性化に利活用できる土地取得が必要であると考えております。また、ふるさと納税寄付額の増加により、ふるさと納税促進事業に5,580万円余を追加いたしました。

民生費では、自立支援制度事業費、4,970万円余、障がい児通所給付事業、1,150万円余を給付見込の増加により追加いたしました。農林水産費は、多面的機能支払交付金事業で交付金の確定により、1,310万円余を減額しております。

教育費では、小学校管理運営費で船岡小学校空調更新工事の施工範囲拡大などにより、1,220万円余を追加し、予備費、4,880万円余を減額しております。

議案第151号

令和5年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,702万8千円を追加しようとするものです。

歳入の主なものは、一般被保険者高額療養費として、保険給付費等交付金、1,700万円を追加し、歳出では、一般被保険者高額療養費の増額に伴い、保険給付費の高額療養費、1,700万円、税制改正に伴うシステム改修費、139万7千円を追加しております。

議案第152号

令和5年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正によります既定の歳入歳出予算の変更はありません。

歳出では、一般管理費の修繕料、340万円を追加し、予備費で調整しております。

議案第153号

令和5年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正によります既定の歳入歳出予算の変更はありません。

歳出では、施設管理費の施設等管理運営委託料、60万円を追加し、予備費で調整しております。

議案第154号

令和5年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第5号）

今回の補正によります既定の歳入歳出予算の変更はありません。

歳出では、施設管理費の修繕料、300万円、施設等管理運営委託料、20万円余を追加し、予備費で調整しております。

議案第155号

令和5年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、249万6千円を追加しようとするものです。

歳入は、国庫支出金、140万円余、県支出金、40万円余、一般会計からの繰入金、50万円余を増額しております。

歳出は、総務管理事務費、100万円余、実績見込みにより、地域密着型介護サービス給付費、4,000万円を増額し、居宅介護サービス給付費4,000万円を減額しております。

議案第156号

令和5年度八頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、歳入歳出総額に変更はありません。

国による次期標準システムの更改の延期により、端末の更改ができないため、後期高齢者医療電算処理システム窓口用端末（2台分）の保守点検委託料、5千円を追加し、予備費で調整しております。